

# 高島市森林整備計画

令和7年3月 樹立

## 計画期間

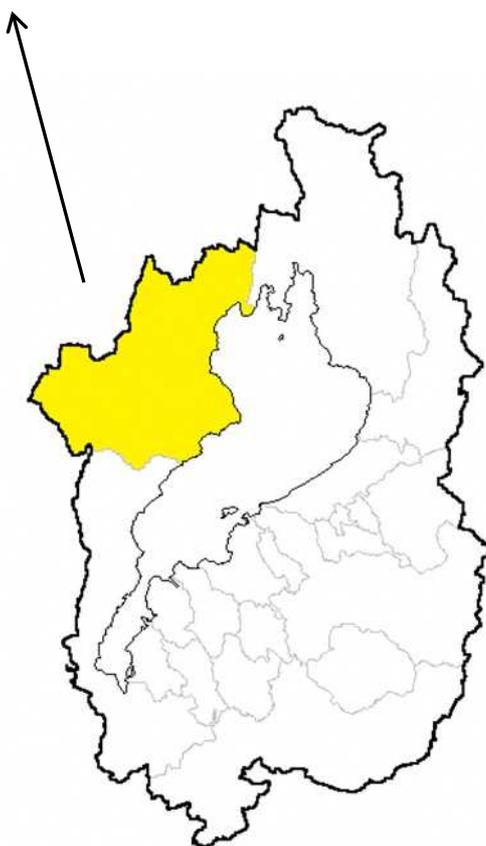
自 令和 7年 4月 1日  
至 令和17年 3月31日



高 島 市

Takashima city

# 高島市の位置

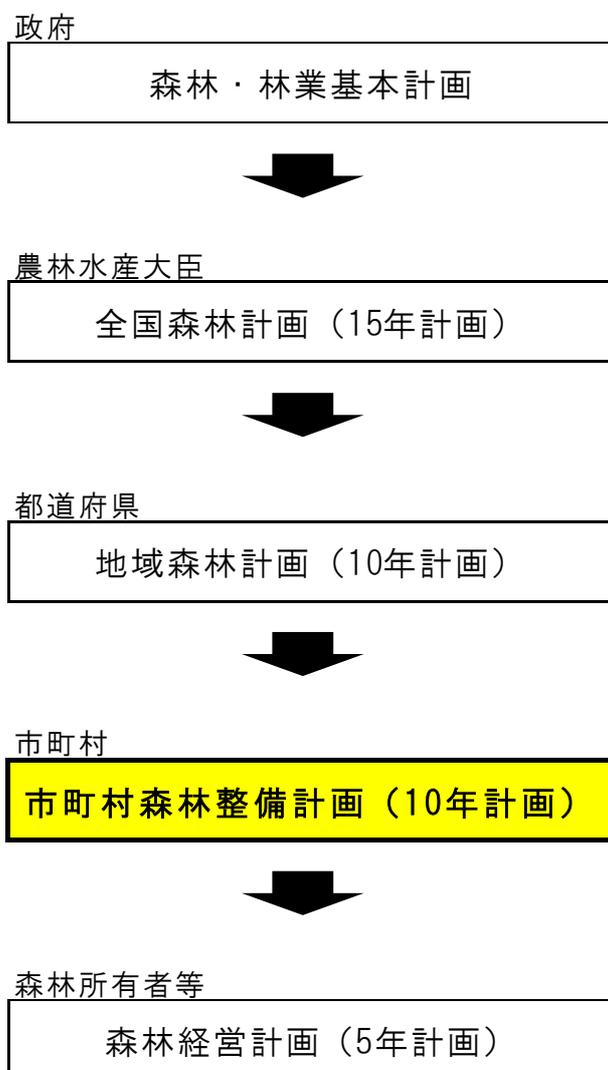


## 市町村森林整備計画の概要

市町村森林整備計画は、森林法第10条の5に基づき、今後10年間に於ける市町村内に所在する民有林の森林整備の方針をまとめた法定計画です。

高島市では、滋賀県が定めた湖北地域森林計画に従い、5年ごとに作成する10年を一期とする計画として、民有林における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものです。

### 森林計画の体系（民有林）



# 目次

## I 伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	7

### 第2 造林に関する事項

1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12

### 第3 間伐および保育に関する事項

1	間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	14

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域および施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および施業の方法	17

## 第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進、森林施業の共同化の推進、森林施業の合理化に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大および森林施業の共同化の促進に関する方針 . . . . . 17
- 2 森林経営管理制度の活用に関する事項 . . . . . 18

## 第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項 . . . . . 18
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 . . . . . 19
- 3 作業路網の整備に関する事項 . . . . . 19
- 4 林産物の搬出方法等 . . . . . 19

## 第7 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項 . . . . . 20
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 . . . . . 20
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 . . . . . 20

# Ⅲ 森林の保護に関する事項

---

## 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 . . . . . 21
- 2 その他必要な事項 . . . . . 21

## 第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除および予防 . . . . . 21
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） . . . . . 22
- 3 林野火災の予防の方法 . . . . . 22
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 . . . . . 22

# Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

---

- 1 森林の保健機能の増進に関する方針 . . . . . 23
- 2 保健機能森林の区域 . . . . . 23
- 3 保健機能森林の区域内における施業の方法 . . . . . 24

4	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
5	その他必要な事項	25

## V その他森林整備のために必要な事項

---

1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	その他必要な事項	27

## I 伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項

---



## 1 森林整備の現状と課題

高島市は滋賀県の北西部に位置し、東部は琵琶湖に面し、南西部および北西部には隣接する他市町との境界に山々が連なり、平坦地の耕地や市街地を三方から囲むように森林が広がっており、これらの森林を水源として大小の河川が琵琶湖に注いでいる。本市の森林の多くが琵琶湖の水源となる森林区域として水源涵養機能に大きな役割を担っている。

本市の市域面積は、69,305ha（うち琵琶湖 18,164ha）で、うち森林面積は 36,925ha（林野率 53%）で琵琶湖を除くと陸地面積の 72%を占めている山村地域である。民有林面積は 32,216ha で、うちスギ・ヒノキ等の人工林面積は 15,177ha で、人工林率 47%と県平均の 44%とほぼ同じである。また、人工林のうち 8 齢級（40 年生）以上の齢級が 97%を占めており、偏った林齢構成となっている。

また、長引く木材価格の低迷、森林所有者の高齢化、林業従事者の減少に加え、二ホンジカによる植栽木や下草への食害等により生産意欲の減退もあり、手入れされず荒廃する森林の増加が課題となっている。このため、森林施業の合理化に向けた施業の集約化や ICT 技術等を活用したスマート林業への取組みを推進し、作業の効率性、安全性の向上および収益性向上を図る必要がある。

近年、大型台風の襲来や線状降水帯による記録的な大雨など、気候変動に伴う大雨の激化・頻発化により山地災害が激甚化し、風倒木等による道路・電線等への二次的被害による通行止めや停電が長時間かつ広域にわたり発生し、市民生活に多大な影響をもたらしている。このため、市民生活の安全確保に向けた災害に強い森林整備を図る必要がある。

森林は、木材等の生産、水源の涵養などの多面的機能のほか、地球温暖化の防止をはじめとする 2050 年カーボンニュートラルの実現への貢献、生物多様性の保全など環境面にも大きく貢献しており、市民の暮らしを支えている。このため、市民に対してもより主体的かつ積極的に森林づくりを進める機運を醸成するとともに、建築物の木造化・木質化のほか様々な分野における木材利用の普及促進を図る必要がある。

また、森林サービス産業推進地域に選定されている本市では、市内・市外の企業とも連携し、森林づくり活動への支援や新たな森林サービスプログラムの創出、森林をフィールドとした教育の場の活用など、森林空間の総合的利用および利用目的に応じた森林整備を促進する必要がある。

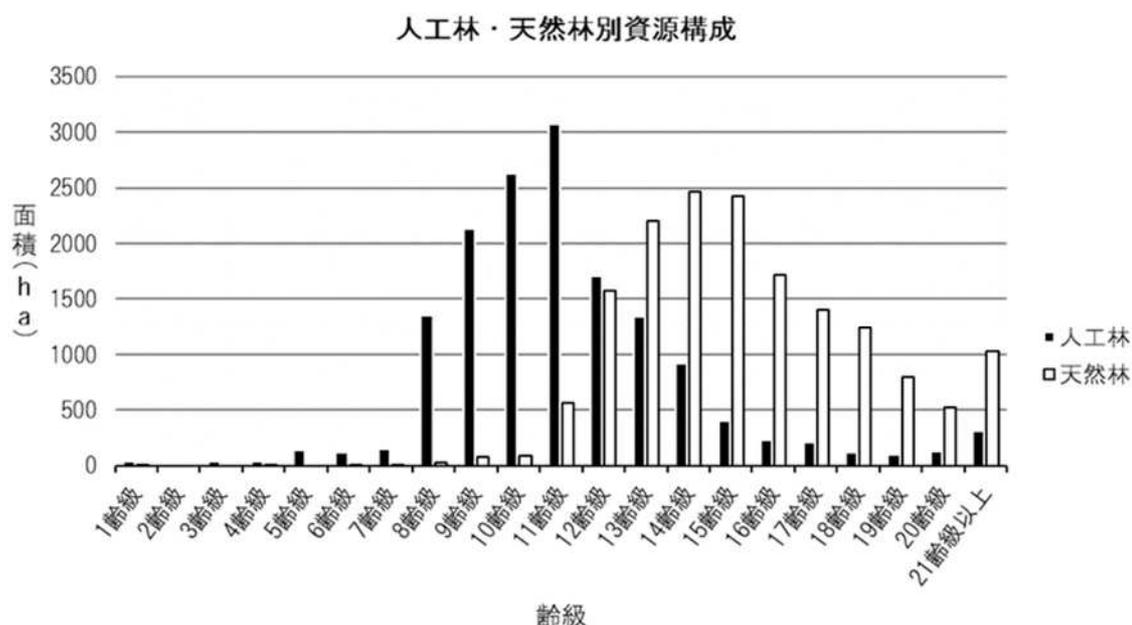
これらを総合的かつ計画的に推進し、高島市の地域特性を活かした持続可能な森林整備を進め、地域の活性化に繋げていく必要がある。

森林資源の現況

単位：面積／ha，材積／千 $m^3$  立竹は千束

区分	総数 (民有林)	立木地			竹林	無木立地	更新困難
		人工林	天然林	小計			
面積	32,216	15,177	16,151	31,328	179	597	113
材積	7,755	5,214	2,542	7,755	36	—	—

「湖北地域森林計画」より 四捨五入のため、総数は一致しない。



## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林整備の現状と課題を踏まえ、重視すべき森林の機能に着目し、次の機能区分に応じた望ましい森林資源の姿について定義する。

#### ①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### ④保健文化機能

##### 1) 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

##### 2) 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

##### 3) 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまた

がり特有の生物が生育・生息する溪畔林等

⑤木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備および保全の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり適地適業による森林整備を実施する。

- ・ 災害リスクの高い区域を回避し、林地生産力や地形等の自然条件、路網整備状況等の社会的条件から、主として木材生産機能の発揮を重視する森林では、造林の省力化・低コスト化や生産性向上を図りつつ、計画的な主伐・再造林、重点的な路網整備等を推進する。路網整備は、林業の生産性や採算性を高めるための重要な基盤施設であり、森林の有する公益的機能の維持に配慮しつつ、積極的な森林整備を推進する。

- ・ 本市の森林区域の多くが琵琶湖の水源として重要な役割を果たす視点から、主として水源涵養などの公益的機能の発揮を重視する森林では、高齢級の森林や複層林への誘導、針葉樹と広葉樹が混じり合う針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小および分散等により、木材需給バランスの安定化を推進する。

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現への貢献を目指すため、地球温暖化の主要因である二酸化炭素の吸収源対策となる間伐を積極的に推進する。

- ・ 本市では、森林の有する公益的機能に対する市民の関心や期待の高まりを背景に、森林公園くつきの森等において、市民や企業等が参画する森づくり活動を積極的に進め、多様な担い手による森林整備を推進する。

森林の機能区分に応じた森林施業の推進方策は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能森林	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺等に所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

<p>山地災害／土壌保全機能森林</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出、崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能森林</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ樹種転換を図る等の多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

<p>保健文化機能森林</p>	<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能森林</p>		<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することおよび植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化に向け、以下の施策との連携を図る。

(森林施業の集約化)

森林組合等に対して森林施業の共同化および森林経営の受委託等を促進し、面的なまとまりをもった計画的な森林施業の集約化を進める。

また、航空レーザ測量等を解析したリモートセンシングデータの活用による森林境界の明確化を進める。

さらに、県と連携して森林関連情報を一元管理する森林クラウドシステムの活用を図り、森林経営の受委託等に必要な情報の提供や助言、あっせんを行い、森林経営の効率化を進める。

(新たな技術の活用推進)

高性能林業機械と組み合わせた作業の効率性、安全性の向上および収益性向上を目指して、架線系作業システムを活用した新たな技術の検討を進める。

(森林資源の循環利用の促進)

既設林道の改築・改良により質的な向上を図るため、木材輸送の効率化が可能な大型車両が安全に通行できる林業専用道等の整備を進める。

(省力・低コスト造林の推進)

伐採後の再造林を推進するため、成長に優れた苗木の植栽や低密度植栽等により造林の省力化や低コスト化の取組みを進める。また、伐採から植栽までの一貫作業やコンテナ苗の導入などの検討を行う。

## II 森林の整備に関する事項

---

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 第2 造林に関する事項
- 第3 間伐および保育に関する事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進、森林施業の共同化の促進、森林施業の合理化に関する事項
- 第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 第7 その他必要な事項



**第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）**

**1 樹種別の立木の標準伐期齢**

樹種別の立木の標準伐期齢は、以下のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ッ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
市内全域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

注1) 道路や電線、その他公共施設および人家、その他建築物ならびに農地等への危険木等の伐採についてはこの限りでなく、危険木等の判定および標準伐期齢の適用可否を市長が個別に判断する。

注2) 松くい虫等の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採および気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。

**2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法**

主伐は、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、次に示す皆伐と択伐に区分する。

**ア 皆伐を実施する場合**

皆伐は、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク状配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

**イ 択伐を実施する場合**

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

**3 その他必要な事項**

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として以下のとおり参考に示す。

また、花粉の発生源となるスギの人工林の伐採・植替えの促進に努める。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギおよび ヒノキ	一般建築材	中仕立	26 cm	60 年
	造作材	中仕立	32 cm	80 年

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林および公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の植栽にかかる樹種については、以下に示すとおりとする。ただし、ここに示す樹種は育成に際しての推奨種であり、適地適業を旨として、地域における在来種であれば対象とする。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、ケヤキ等

注1) 苗木の選定に当たっては、エリートツリーなどの成長にすぐれた苗木、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木および特定苗木）、生物多様性に配慮した地域性苗木（地域で播種し育てた苗木）を導入することが望ましい。

注2) アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある苗木に限る。

注3) 上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、在来種を中心に選定し、県の林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別および仕立ての方法別植栽本数

植栽本数は、以下に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法、生産目標等を勘案して定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備 考
スギ	密仕立て	3,500 本/ha	
	中仕立て	2,500 本/ha	
	疎仕立て	1,500 本/ha	
ヒノキ	密仕立て	3,500 本/ha	
	中仕立て	2,500 本/ha	
	疎仕立て	1,500 本/ha	
広葉樹		1,000 本/ha~3,000 本/ha	

注1) コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、低密度植栽などによる造林の低コスト・省力化を実施する観点や、育成単層林を水源涵養能力や生物多様性の向上等を目的に育成複層林へ誘導する観点から、上記によらない造林計画については、県の林業普及指導員等とも相談のうえ、確実

な更新に配慮して、植栽本数を決定する。

**イ 人工造林の標準的な方法**

人工造林は以下に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	(育成単層林) 伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	(育成単層林) 気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。 (育成複層林) 下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

**(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間**

**(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準**

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を目的とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行う。

- ①種子を供給する母樹が存在しない森林
- ②天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林
- ④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林

**(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間**

皆伐による伐採を行う場合は、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとする。

択伐による伐採を行う場合は、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を行うものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は、2に定める天然更新に関する事項に基づくこととする。

**2 天然更新に関する事項**

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件および林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行い、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

**(1) 天然更新の対象樹種**

天然更新の対象樹種は以下に示すとおりとする。ただし、ここに示す樹種は育成に際しての推奨種であり、適地適業を旨として、地域における在来種であれば対象とする。

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチヨウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等	ブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	/	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴ等

注1) ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林については、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うこととする。

注2) 道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が適さない箇所については、県の林業普及指導員等とも相談のうえ、中低木の樹種も含めて天然更新を行うこととする。

**(2) 天然更新の標準的な方法**

天然更新の方法は、天然下種更新またはぼう芽更新とする。

**ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数**

5年生時の天然更新対象樹種の期待成立本数を、以下に定めるとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することを標準とする。ただし、天然更新した立木の本数に参入すべき立木は、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。

ぼう芽更新を行う場合は、林木の成長休止期に地表に接して平滑に伐採することが望ましく、寒害の予防が必要である。また、必要に応じて芽かき、植込み等を実施することとする。下種更新を行う場合は、種子の発芽・活着を促すため土壌を裸出させることが必要であり、必要に応じて地表処理等を行う。

樹種	期待成立本数
すべての天然更新の対象樹種	8,500本/ha

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、以下に示す方法を標準として行う。

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株あたり2~3本を残すものとし、それ以外をかき取るものとする。

### ウ その他天然更新の方法

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、標準地調査により更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業または人工造林により確実に更新を図る。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、「滋賀県天然更新完了基準」とする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内）とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

以下に示すとおり、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、「IV 森林の保健機能の増進に関する事項」で定める保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。また、伐採後、森林所有者等により森林管理が適正に行われる次の森林についてはその限りではなく、適用可否を市長が個別に判断する。

ア 更新面積が1ha未満の針葉樹人工林の伐採跡地であって、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在する森林において、伐採後に獣害対策のネット等を設置する場合

イ 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第39条第1項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合

ウ 建物に隣接する針葉樹人工林における倒木の未然防止対策を目的とした0.1ha未満の伐採を行う場合

**(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在**

(1) の基準により市長が個別に判断する。

**4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準**

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

**(1) 造林の対象樹種**

**ア 人工造林の場合**

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」による。

**イ 天然更新の場合**

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」による。

**(2) 生育し得る最大の立木の本数**

2の(2)のイに定める「期待成立本数」による。

**5 その他必要な事項**

(1) 補助事業等の活用による造林の実施と併せて環境整備の一環として、緑化推進事業等による環境植栽を推進し、魅力ある地域づくりに努める。

(2) シイタケ生産の産地化を目指している地域にあっては、シイタケ原木の確保を図るため、クヌギ、コナラ林の造成指導を図る。

**第3 間伐および保育に関する事項**

**1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法**

間伐は、うっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、以下に示す内容を標準として、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めるものとする。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)						間伐の方法
		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	
スギ	植栽本数3,000本 /ha程度の場合	20	25	35	45	65	間伐率（本数率）は おおむね20%から 30%とするが、林分 密度管理図や既往の 間伐方法を参考に間 伐率、間伐木の選定 方法等を定めるもの とする。  材積による伐採率は 35%以内とする。	
ヒノキ	植栽本数3,000本 /ha程度の場合	25	30	40	45	55		65

低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、以下のとおり参考に示す。

間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)						間伐の方法
		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	
スギ	植栽本数2,000本 /ha程度の場合	25	40	55	70	間伐率（本数率）は 30%以上の強度間伐 とするが、林分密度 管理図や既往の間伐方 法を参考に間伐率、 間伐木の選定方法等 を定めるものとし る。  材積による伐採率は 35%以内とする。		
ヒノキ	植栽本数2,000本 /ha程度の場合	35	45	60	70			

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は以下に示す方法を標準として行うものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数									標準的な方法
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	
下刈り	スギ・ヒノキ	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生				<p>下刈りについては、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとする。実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。※4回目以降の下刈りは必要に応じて実施。</p> <p>なお、エリートツリーなどの成長のすぐれた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図る。</p>
雪起し	スギ・ヒノキ	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	10年生	<p>雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。</p>
除伐	スギ・ヒノキ	15年生	22年生								<p>除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。</p>
枝打ち	スギ・ヒノキ	15年生	22年生	30年生							<p>良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病虫害の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。</p>

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

### 3 その他必要事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的にを行うものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域および施業の方法

#### (1) 水源<sup>かん</sup>涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】のとおり定める。

##### イ 施業の方法

良質な水の安定供給を確保するため、適切な保育・間伐等を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本に、自然条件に応じて複層林施業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。また、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施することとする。なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業（伐期の延長）を推進すべき森林の区域は【別表2】のとおり定める。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢に10年を加えたものを伐期齢の下限とする。）

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
水源 <sup>かん</sup> 涵養機能森林	50年	55年	50年	60年	25年	30年

注1) 道路や電線、その他公共施設および人家、その他建築物ならびに農地等への危険木等の伐採についてはこの限りでなく、危険木等の判定および標準伐期齢の適用可否を市長が個別に判断する。

注2) 松くい虫等の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採および気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。

#### (2) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる当該森林の区域を【別表1】のとおり定める。

- ① 山地災害の防止および土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森

林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①の森林については、地形・地質等の条件を考慮し、伐採に伴って発生する裸地化の縮小および分散を図る施業を、アの②の森林については、気象の影響を緩和するために有効な森林の構成の維持や市街地と一体となって優れた景観美を構成する森林の維持・形成に配慮した施業を、アの③の森林については、憩いと学びの場を提供するため、広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

①複層林施業を推進すべき森林

【別表2】のとおり定め、原則、すべての森林で択伐によらない複層林施業を推進する。この内、大部分の森林で皆伐、択伐共に実施可能であるが、皆伐によっては公益的森林機能の維持増進を図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として区域を定める。

②長伐期施業を推進すべき森林

複層林施業によらず、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、大径材の生産を目標として長伐期施業を推進する。なお、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限を以下のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

(標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
山地災害/土壌 保全機能森林・ 快適環境形成機 能森林・保健文 化機能森林のう ち、長伐期施業 を推進すべき森 林	90年	100年	80年	100年	30年	40年

注1) 道路や電線、その他公共施設および人家、その他建築物ならびに農地等への危険木等の伐採についてはこの限りでなく、危険木等の判定および標準伐期齢の適用可否を市長が個別に判断する。

注2) 松くい虫等の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採および気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および施業の方法

ア 区域の設定

林木の生育が良好な森林で、地形・地理等から効率的な森林施業が可能であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林の区域として【別表1】のとおり定める。

また、同区域のうち、災害が発生するリスクが高い区域を回避し、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林について、特に効率的な施業が可能な森林の区域として、【別表1】のとおり定める。

イ 施業の方法

森林の有する公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、多様な木材需要および生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

公益的機能別施業森林の区域

区分	面積 (ha)	森林の区域
水源涵養機能森林	30,750	別表1のとおり
山地災害/土壌保全機能森林	3,394	別表1のとおり
快適環境形成機能森林	-	該当なし
保健文化機能森林	1,326	別表1のとおり
木材生産機能森林	1,466	別表1のとおり
特に効率的な施業が可能な森林	767	別表1のとおり

公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

区分	面積 (ha)	森林の区域
伐期の延長を推進すべき森林	26,098	別表2のとおり
複層林施業を推進すべき森林		
複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	4,845	別表2のとおり
択伐による複層林施業を推進すべき森林	351	別表2のとおり
長伐期施業を推進すべき森林	-	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	-	該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進、森林施業の共同化の促進、森林施業の合理化に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化の

### 促進に関する方針

森林組合等に対して森林施業の共同化および森林経営の受委託等を促進し、面的なまとまりをもった計画的な森林施業の集約化を進める。

また、航空レーザ測量等を解析したりリモートセンシングデータの活用による森林境界の明確化を進める。

さらに、県と連携して森林関連情報を一元管理する森林クラウドシステムの活用を図り、森林経営の受委託等に必要な情報の提供や助言、あっせんを行い、森林経営の効率化を進める。

## 2 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林環境譲与税等を活用し、森林境界明確化事業の実施集落をモデル地区として説明会等の開催を通じて、森林経営管理制度の周知を図る。

森林境界明確化事業を進める中で、林業経営に適した森林については、森林組合等に施業委託を働きかける一方で、林業経営に適さない森林については、森林所有者に意向調査等を実施した上で、森林経営管理事業として対象森林の整備など必要な措置を講じていくものとする。

## 第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて以下のとおり定める。なお、実施に当たって、現地の状況と採用する作業システムに応じて個別の検討を行うこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	110 m/ha 以上	30~40 m/ha
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	85 m/ha 以上	23~34 m/ha
	架線系 作業システム	25 m/ha 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60 (50) m/ha 以上	16~26 m/ha
	架線系 作業システム	20 (15) m/ha 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha 以上	5~15 m/ha

注1) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープ等を架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集材、運搬するシステムで、フォワーダ等を活用する。

注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムで、タワーヤード等を活用する。

注3)急傾斜地の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林に誘導する森林における路網密度である。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全を図る観点から、路網整備にあたっては「林道規程」「滋賀県林業専用道作設指針」に則り、適切な規格・構造の路網を開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

市内の開設および拡張する基幹路網については【別表3】に示す。

基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の効率的な輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進する。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」、「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、管理者が台帳を作成して適切に管理を行う。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に関する留意事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連性や丈夫で簡易な規格・構造を整備する必要性から、「滋賀県森林作業道作設指針」に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行う。

## 4 林産物の搬出方法等

### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出にあたっては国が示す「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、適切な搬出方法等を定めることとする。

### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法

該当なし

## 第7 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

若年者の新規参入を促進させるため、関係機関等と連携した新規従事者の更なる確保の推進、国の人材育成制度等を活用した林業従事者の育成を図るとともに、労働安全対策の強化、長期就労の奨励等による労働環境の改善等により林業労働者の定着に取り組む。

とりわけ、低密度植栽や下刈りの省力化などの他事例を参考に、機械化が十分に進まない造林や保育作業の効率性を高める取組を進め、造林作業に必要な労働力の確保を進める。

さらに、自伐型林業者など新たな林業従事者の裾野の拡大や女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等の取組により人材の更なる確保に努める。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減および生産コストの抑制を図るため、伐出の作業システムに応じた高性能林業機械の導入のほか、伐出に用いる機械・集材用架線の造林作業への活用を推進する。

特に、林業の労働安全対策を基本として、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を検討し、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、リースやレンタルの活用など林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

なお、効率的な森林施業を推進するための作業システムの一例を以下のとおりを示す。

効率的な森林施業を推進するための作業システムの一例

区分	作業システム（主要組み合わせ機械）					
車両系	(伐倒) チェーンソー ハーベスタ	→ (集材・木寄) ウインチ付グラブ ル	→ (造材) チェーンソー プロセッサ ハーベスタ	→ (搬出) フォワーダ (トラック)	→ (積込) グラブ ル	→ (運搬) トラック
架線系	(伐倒) チェーンソー	→ (集材・木寄) スイングヤ ターヤター	→ (造材) チェーンソー プロセッサ	→ (積込) グラブ ル	→ (運搬) トラック	

注1) 車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

注2) 架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

県が実施する県産材の利用促進のための事業に協力・連携し、木材集出荷貯蔵施設（別紙1）の効果的な運用により、市内産材の利用を促進する。また、木質バイオマスエネルギー資源としての需要が高まる中、未利用間伐材や林地残材、製材工場等で発生する製材端材を利用するなど、未利用材の有効利用を促進し、林産物の流通体制の整備や合理化を図る。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

---

第1 鳥獣害の防止に関する事項

第2 森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項



**第1 鳥獣害の防止に関する事項**

**1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法**

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、湖北地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)および(2)のとおり定める。

**(1) 区域の設定**

鳥獣害防止森林区域を以下のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	市内全域	32,216

**(2) 鳥獣害の防止の方法**

対象鳥獣とするニホンジカに対し、次のアまたはイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

**ア 植栽木の保護措置**

防護柵の設置または維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施を推進する。

**イ 捕獲**

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲（巻き刈り猟、誘引狙撃等によるものをいう。）等の効率化を図るため、情報通信技術（ICT）等を活用した設備等の配備に努めるものとする。

**2 その他必要な事項**

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、森林・林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を推進する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

上記1のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、現地調査、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等をもって、鳥獣害防止の実施状況を確認する。なお、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

**第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項**

**1 森林病虫害等の駆除および予防**

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努め、障害を発見した際にはその病虫害の特徴に応じて適切な処理を行うものとする。特に松

くい虫による被害対策の実施にあたっては、障害が周辺の林分へ拡大しないようにするため、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等においては、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

被害が発生した林分の周辺では、健全な樹木が被害を受けないよう、樹木の被覆や樹幹注入剤等を有効に組み合わせて予防に当たることとする。

森林病虫害等による被害対策については、公益的および経済的に重要な森林においては重点的に行い、その他の森林においては被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害等については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画、滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画とも整合を図りつつ、捕獲や防護柵の活用のほか、野生鳥獣との共存が図られるよう、住み分けのための生息環境整備等についても検討する。

また、植栽木へのクマ等の被害については、植栽に合わせて防護ネット柵やクマ剥ぎ防止テープ巻き等を実施する。

さらに、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

## 3 林野火災の予防の方法

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加の恐れがあるため、消防機関との連携のうえ、標識の設置等、予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進する。

また、山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林作業道等の整備を図りつつ、山火事警防等を適宜実施するとともに、防災行政無線放送や市広報紙、市ホームページを通じて山火事予防の普及啓発を行う。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合には、「高島市火入れに関する条例」等関連法令を遵守し、安全性の確保に努める。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

---



## 1 森林の保健機能の増進に関する方針

森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業と広く一般市民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に基づき、公益的機能を重視した森林経営を行っていくこととする。

## 2 保健機能森林の区域

森林浴、自然観察、キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と森林レクリエーション施設および教育文化施設等、これらの施設と有機的に連携し、保健休養の場に適した森林について保健機能森林の区域とし、以下に示す。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
マキノ町牧野	24 林班わ 25 林班い～た 26 林班い、へ～り 27 林班ろ～は、た 28 林班い～ほ	129.29	6.44	116.31	6.14	0.40	0.00	マキノ高原周辺
今津町深清水	142 林班い～へ	56.08	23.32	32.76	0.00	0.00	0.00	家族旅行村ビラデスト今津周辺
朽木宮前坊、朽木柏	9 林班は 10 林班ろ～に、へ、と 11 林班ろ、は	102.52	21.85	80.25	0.36	0.06	0.00	グリーンパーク思い出の森周辺

朽木麻生	104 林班と 105 林班 い～は 137 林班 に～と、 り 138 林班 い～は 139 林班 は～ち 140 林班 い、ろ	122.39	38.48	73.55	0.00	10.36	0.00	森林公園くつきの森
鹿ヶ瀬	37 林班 い～に、 ぬ	22.66	2.50	20.16	0.00	0.00	0.00	ガリバー青少年旅行村周辺
新旭町 熊野本、 安井川	1 林班 い、ろ 7 林班 ろ～に 8 林班 い、ろ、 と、ち 9 林班 ろ、は	57.69	11.06	45.91	0.25	0.47	0.00	清水山城史跡周辺
新旭町 饗庭	15 林班 は～ほ	21.34	4.92	16.42	0.00	0.00	0.00	子育て支援施設「もりっこ」周辺

### 3 保健機能森林の区域内における施業の方法

自然環境の保全等に配慮しつつ多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持または、その状態に誘導等することを目的として、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令等に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

### 4 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および文化財の保護に適切

な配慮を行うものとする。

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽または更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。 また、植栽はできるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	下刈り、つる切り、除伐等を適切に行い、利用者が快適に散策を行えるよう、適度な林内照度を維持するため間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。
伐採	択伐または長伐期施業を原則とする。

## (2) 立木の期待平均樹高

区域内の森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高で、当該立木がすでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）については、以下のとおりとする。

樹種	期待平均樹高
スギ、ヒノキ、コナラ、アカマツ等	15 ～ 20 m

## 5 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努める。

## V その他森林整備のために必要な事項

---



## 1 森林経営計画の作成に関する事項

### (1) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる）区域について、別表4のとおり定める。

### (2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法
- ウ 森林の施業又は経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項および共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項
- エ 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

## 2 生活環境の整備に関する事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の活用等を進めるものとする。

林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への市民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」をはじめとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりなどを推進する。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

ア 森林資源の循環利用を促進するため、利用者のニーズに合った木製品の開発、公共建築物等での積極利用、民間建築物等での利用を促進する普及啓発活動の実施や木材を利用しやすい環境づくりなど、川上から川下までの関係業界、関係機関や行政が一体となって木材需要の拡大を図る。

イ 特用林産物は、木材生産によらない森林の貴重な収入源であり、林業経営の安定化や林地の保全に資するものである。

きのこ類、山菜類、木炭や薪等の木質燃料に代表される特用林産物の生産量の増加と商品化を進めるため、加工施設の充実を図るとともに、地域と連携した販売促進に取り組む。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林公園くつきの森では、市民参加による森づくりを通じて、森林環境学習ができる教育の場として充実を図る。

また、針畑郷山山村都市交流館では、源流の駅として、都市住民等との交流促進を図る。

なお森林の総合利用に資する施設の現状について以下に示す。

施設の種類の種類	位置	規模	対図番号
森林公園くつきの森	朽木麻生 別紙2	やまね館【ホール（150人）、ミーティングルーム、厨房、クラフトルーム、宿泊室（洋室6～7人、9部屋）、浴室】、ユリノキ広場、自然研修センター、遊歩道	1
針畑郷山山村都市交流館「山帰来」	朽木中牧 別紙2	研修室兼多目的ホール、更衣室兼休憩室（男女各1部屋、10名）	2

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

緑の少年団等市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むの総合学習や公民館等で行われる事業などに森林・林業体験活動を組み込み、森林づくりへの市民参加を促進する。

##### (2) その他

都市住民との交流等の活動が地域の活性化につながるように、森林セラピー、クアオルト健康ウォーキング、中央分水嶺高島トレイル、森林環境学習、山村文化体験活動、企業、団体等の社会貢献活動の場としての活用を推進する。

#### 6 その他必要な事項

##### (1) 施業の制限を受けている森林について

「伐採および伐採後の造林届出書」の提出に加え、保安林その他法令により施業の制限を受けている森林については、法令手続きを確実にを行うとともに、当該制限に従って施業を実施する。

##### (2) 盛土等の安全対策の適切な実施

盛土等に伴う災害を防止するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、県と連携し、制度を厳正に運用する。